

後見・保佐・補助開始等申立てをお考えの方へ

1 概要

家庭裁判所は、精神上的障害によって、(1)判断能力が欠けているのが通常の状態の方については後見開始の審判を、(2)判断能力が著しく不十分な方については保佐開始の審判を、(3)判断能力が不十分な方については補助開始の審判をすることができます。

(1) 後見開始の審判

精神上的障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が欠けているのが通常の状態の方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は本人のために成年後見人を選任し、成年後見人は本人の財産に関する全ての法律行為を本人に代わって行います。また、成年後見人又は本人は、本人が自ら行った法律行為に関しては、日常生活に関するものを除いて、取り消すことができます。

(2) 保佐開始の審判

精神上的障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が著しく不十分な方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために保佐人を選任し、さらに、保佐人に対して、申立人が申し立てた特定の法律行為について、代理権を与えることができます。また、保佐人又は本人は、本人が保佐人の同意を得ずに自ら行った重要な法律行為（借財、保証、不動産その他重要な財産の売買など）に関しては、取り消すことができます。

なお、本人以外の方の請求により代理権の付与の審判をするには、本人の同意を得る必要があります。

(3) 補助開始の審判

精神上的障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が不十分な方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために補助人を選任し、補助人に対して、申立人が申し立てた特定の法律行為について、代理権若しくは同意権（取消権）のいずれか又は双方を与えることができます。

補助開始の審判をするには、同意権の付与の審判又は代理権の付与の審判を同時にしなければならないので、申立人にその申立てをしていただく必要があります。

なお、本人以外の方の請求により補助開始の審判、同意権の付与の審判又は代理権の付与の審判をするには、本人の同意を得る必要があります。

2 申立てをすることができる方

- ・ 本人（後見・保佐・補助開始の審判を受ける者）
- ・ 本人の配偶者
- ・ 本人の四親等内の親族（本人の親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、甥、姪、おじ、おば、いとこ、配偶者の親、子、兄弟姉妹などが本人の四親等内の親族に当たります。）

- ・ 成年後見人・成年後見監督人（保佐・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 保佐人・保佐監督人（後見・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 補助人・補助監督人（後見・保佐開始の審判の申立てについて）
- ・ 未成年後見人・未成年後見監督人（後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 検察官
- ・ 市区町村長
- ・ 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人（任意後見契約が登記されているとき）

3 申立先

本人の住所地を管轄する家庭裁判所

4 申立てに必要な費用

※ 申立てに当たっては、手続費用を用意していただくこととなりますが、申立人が希望した場合には、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料及び鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められることがあります。

(1) 申立手数料

後見又は保佐開始：収入印紙 800 円分

保佐又は補助開始+代理権付与：収入印紙 1,600 円分

保佐又は補助開始+同意権付与（※）：収入印紙 1,600 円分

保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与（※）：収入印紙 2,400 円分

※ 保佐開始の申立ての場合には、民法 13 条 1 項に規定されている行為については、同意権付与の申立てをする必要はありません。

(2) 連絡用の郵便切手

後見：500 円×2 枚、350 円×2 枚、100 円×2 枚、84 円×12 枚、10 円×10 枚
（合計 3,008 円）

保佐又は補助：500 円×4 枚、350 円×2 枚、100 円×3 枚、84 円×12 枚、
10 円×10 枚 （合計 4,108 円）

(3) 後見登記手数料：収入印紙 2,600 円分（この収入印紙は申立書に貼らないでください。）

(4) 鑑定費用

本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあり、申立人にこの鑑定に要する費用を負担していただくことがあります（申立時に納めていただく必要はありません。）。

金額は概ね 50,000 円程度ですが、鑑定の難易度等により前後することがあります（申立後に、書記官からご連絡します。）。

5 申立てに必要な書類

別紙申立書類チェックリストのとおり

6 申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では、家庭裁判所調査官¹や参与員²などが、直接、申立人、本人及び成年後見人等候補者に会って、申立ての実情や本人の意見などを聴いたりすることがあります(※)。また、本人の判断能力について鑑定を行うなどした上で、本人の財産の内容や生活する上で必要となる援助の内容に応じて、ふさわしい方を成年後見人等に選びます。

なお、成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所が、本人にとって最も適任であると判断した方を選任しますので、必ずしも成年後見人等候補者の方が成年後見人等に選任されるとは限りません。

おって、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができません。

※ 那覇家庭裁判所では、原則として、申立後に、申立人及び成年後見人等候補者に裁判所までお越しいただき、実情等をお伺いすることにしています。具体的な日程は、申立後に、職員からご連絡の上、調整させていただきます。

7 成年後見制度についてのお問合せ先

- 成年後見制度の申立てや手続のご案内

裁判所ウェブサイト(後見ポータルサイト)

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>

- ※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。

沖縄県内の家庭裁判所の住所・電話番号

- ・那覇家庭裁判所本庁

〒900-8603 那覇市樋川1-14-10 後見係

TEL 098-855-1280

- ・沖縄支部

〒904-2194 沖縄市知花6-7-7 受付係

¹ 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見等や技法を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

² 参与員は、家庭裁判所により国民の中から選ばれ、家事審判事件の手続の際に、提出された書類を閲読したり、その内容について申立人の説明を聴いたりして、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べる裁判所の非常勤職員です。

TEL098-916-6262

・名護支部

〒905-0011 名護市字宮里451-3 受付係

TEL0980-52-2742

・平良支部

〒906-0012 宮古島市平良字西里345 受付係

TEL0980-72-3428

・石垣支部

〒907-0004 石垣市字登野城55 受付係

TEL0980-82-3812

○ 成年後見制度についてのご相談

各市区町村の地域包括支援センター（障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。）等において、相談できる場合もあります。

※ 地域包括支援センターの連絡先などのお問合せについては、各市区町村の窓口にお尋ねください。

※ 成年後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。詳しくは、各市区町村の窓口にお尋ねください。

○ 法的トラブルで困ったときのお問合せ

日本司法支援センター法テラス（TEL0570-078374）

<https://www.houterasu.or.jp/>

※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。

※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

法テラス沖縄の無料法律相談

要予約（TEL050-3383-5533）

○ 任意後見契約について

日本公証人連合会（TEL03-3502-8050）

<http://www.koshonin.gr.jp/> または全国の公証役場

(別紙)

申立書類チェックリスト

※ 申立前に、このチェックリストで内容をチェックした上、申立書とともに提出してください(チェック等の記載は鉛筆書きで構いません。)

令和 年 月 日 申立人 _____

1 申立書類

- 後見・保佐・補助開始等申立書(申立書の標題及び「申立ての趣旨」欄に、「後見」、「保佐」又は「補助」の該当する部分の□にレ点(チェック)を付しているか御確認ください。)
- 代理行為目録【保佐・補助開始申立用】
- 同意行為目録【補助開始申立用】

2 標準的な申立関係書類

- 申立事情説明書
- 親族関係図(作成に当たっては、「親族の意見書について」の2項の推定相続人の範囲をご参照ください。)
- 親族の意見書
- 後見人等候補者事情説明書(候補者の方がいない場合には提出不要です。)
- 財産目録
- 相続財産目録(本人を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。)
- 収支予定表

※ 上記各書類の作成に当たり、A4サイズの別紙(例:後見・保佐・補助開始等申立書の「申立ての動機」欄記載の★部分等をご自分で準備する場合には、用紙を縦向きにし、かつ、左側に3センチメートル程度の余白を設けてください。

3 添付書類

※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りません。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※ 個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は提出しないようご注意ください。

※ 個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は提出しないようご注意ください。

- 申立人(※)及び本人の全部事項証明書(戸籍謄本)(発行から3か月以内のもの)
 - ※ 申立人が親族の場合のみ必要。本人の戸籍謄本に申立人の記載もあるときは、合わせて1通提出いただければ結構です。
- 本人の住民票(※)又は戸籍附票(発行から3か月以内のもの)
 - ※ マイナンバーの記載がないもの
- 成年後見人等候補者の住民票(※)又は戸籍附票(発行から3か月以内のもの)
 - ※ マイナンバーの記載がないもの
 - (成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の登記事項証明書(商業登記簿謄本))
- 本人の診断書(発行から3か月以内のもの)
 - 書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト(後見ポータルサイト) <https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>でも御覧いただけます。
- 本人情報シート写し

書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>でも御覧いただけます。

本人情報シートは、申立人が作成するのではなく、本人を日頃から支援している福祉関係者（ケアマネージャー等）に交付して作成してもらった上で、同シートを医師に提供するようにしてください。その上で、本人情報シートの写しを、申立書とともに裁判所に提出してください。

本人の健康状態に関する資料

（介護保険被保険者証、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳などの写し）

本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書（発行から3か月以内のもの）

東京法務局後見登録課または全国の法務局・地方法務局の本局で発行するもの。取得方法、証明申請書の書式等については最寄りの法務局・地方法務局にお尋ねいただくか、法務省のホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）を御覧ください（別添「「登記されていないことの証明書」について」参照）。

なお、本人が成年後見制度の利用及び任意後見契約の締結をしていない場合には、証明事項が「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」ことの証明書を請求してください。

本人の財産に関する資料

- ・ 預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
- ・ 不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
- ・ 負債がわかる書類：ローン契約書写しなど

本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料

- ・ 預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
- ・ 不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など

本人の収支に関する資料

- ・ 収入に関する資料の写し：年金額決定通知書、給与明細書、確定申告書、家賃、地代等の領収書など
- ・ 支出に関する資料の写し：施設利用料、入院費、納税証明書、国民健康保険料等の決定通知書など

（保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合）

同意権、代理権を要する行為に関する資料（契約書写しなど）

成年後見人等候補者が本人との間で金銭貸借等を行っている場合には、その関係書類（後見人等候補者事情説明書4項に関する資料）

- ・ 金銭貸借に関する資料の写し：借用書など
- ・ 担保提供に関する資料の写し：担保権を設定した契約書など
- ・ 保証に関する資料の写し：保証に関する記載のある契約書など
- ・ 立替払に関する資料の写し：立替払を示す領収書、出納帳など

※ 提出資料をコピーする場合は、別添「提出資料のコピーの取り方のルール」にも留意してください。

最後に確認！

- 以下の説明等を受け、内容を理解した。
 - 裁判所職員による手続案内
 - 裁判所の説明用DVD
 - 裁判所のパンフレット
 - その他（)
- 制度について、以下の点を理解した。
 - 申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることができない。例えば、申立人が候補者として推薦する人が成年後見人等に選任されそうにないという理由では、原則として申立ての取下げは認められない。
 - 誰を成年後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることができない。
 - 成年後見人等の仕事は、本人（成年被後見人等）が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、本人が亡くなるまで続く。申立てのきっかけとなった当初の目的（例：遺産分割、不動産売却等）を果たしたら終わりというものではない。
 - 成年後見人等は、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の定めた報酬を本人の財産から受け取ることができる（家庭裁判所の許可なく受け取ることができない）。